

多重債務者無料相談会を開催！

石川県では、金沢弁護士会、石川県司法書士会、日本司法支援センター石川地方事務所（法テラス石川）、市町と協力し、借金でお悩みの方を対象に、弁護士、司法書士等による無料相談会を開催します。中小事業者・個人事業者の方からのご相談も受け付けます。

◇面接相談◇ 予約が必要です

開催日	時間	相談会場	予約・お問い合わせ
11月14日(月)	13時30分 ～ 16時30分	日本司法支援センター 石川地方事務所 (法テラス石川) (金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内)	050-3383-5477 (法テラス石川)
11月15日(火)		能美市寺井地区公民館 能美市寺井地区公民館102会議室 (能美市寺井町347番地) ※	0761-58-2248 (能美市消費生活相談室)
11月16日(水)	9時30分 ～ 12時30分	奥能登消費生活相談室 のと里山空港ターミナルビル4階 (輪島市三井町洲衛10-11-1) ※	0768-26-2307 (奥能登消費生活相談室)
11月17日(木)	13時30分 ～ 16時30分	津幡町消費生活相談室 津幡町役場1階交流経済課横 (津幡町字加賀爪二3) ※	076-288-2104 (津幡町消費生活相談室)
11月20日(日)		金沢市近江町消費生活センター 近江町いちば館5階 (金沢市青草町88) ※	076-232-0070 (金沢市近江町消費生活センター)

※の会場では、中小事業者・個人事業者の方を対象に経営指導員による相談も受け付けます。
ご希望の方は開催日の2日前(土日除く)までに予約をお願いします。

相談の際にご持参いただくとよいもの

- 借入や返済に関する書類(契約書、利用明細、督促状等)
- 債務一覧表(業者別に当初借入れ年月日、元本額、利率、借入れ残高等を一覧表にまとめたもの)
- 月々の収入、支出額が分かるもの(給与明細、預金通帳等)

そうしよう。



相談しよう。

石川県・石川県多重債務問題対策協議会
金沢市・能美市・津幡町
奥能登広域圏事務組合

多重債務の解決のために

万が一、借金を返済できない状況になってしまった場合、返済のために新たな借金をしてはいけません。問題を悪化させるだけです。債務整理の手続きを取ると取立てが止まります。また、長期にわたって返済を続けている場合は、払いすぎた利息を取り戻せる可能性もあります。相談窓口へ速やかに相談しましょう。

◇あなたにあった借金の解決方法があります◇

任意整理

裁判所を通さず、弁護士や司法書士に依頼して、利息制限法に基づき債務の減額、分割弁済などの交渉を行います。

特定調停

簡易裁判所の調停委員が債務者と債権者の間に立って、利息制限法に基づいて債務整理を行います。

個人再生の手続き

裁判所に個人再生の申立てをして認可された再生計画案に基づき、計画案どおりに弁済すれば債務の一部が免除されます。

自己破産

返済不可能な多額の借金を抱えたり、収入の用途が立たない場合には、裁判所の免責という手続きを経て、債務の支払い義務を免れる方法があります。

多重債務に関する相談窓口

金沢弁護士会	076-221-0242
石川県司法書士会	076-292-8133
日本司法支援センター(法テラス石川)	050-3383-5477
北陸財務局(多重債務者相談窓口)	076-292-7951
日本貸金業協会石川県支部	0570-051-051
NPO法人金沢あすなろ会	076-262-3454
石川県消費生活支援センター	076-267-6110